東京都身体障害者補助犬給付要綱

（平成１２年４月１日付１１福障在第１２７３号）
（平成１４年１０月１日付１４福障在第６９１号改正）
（平成１６年８月１日付１６福障在第６９８号改正）
（平成２０年１０月２４日付２０福保障自第９６２号改正）
（平成２８年３月２４日付２７福保障自第１３０４号改正）
（平成２８年１２月１３日付２８福保障計第１３９８号改正）
（平成３１年３月１２日付３０福保障計第２１６５号改正）
（令和２年１月６日付３１福保障計第１５５１号改正）
（令和５年１月６日付４福保障計第１４６０号改正）
（令和５年６月２８日付５福保障計第５８１号改正）
（令和７年３月７日付６福祉障企第１７６２号改正）
（令和８年４月６日付７福祉障企第２４３１号改正）

（目的）

第１条　この要綱は、視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者（以下「身体障害者」という。）に対して身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号。以下「補助犬法」という。）に基づく身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を給付することによって、身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

（対象者）

第２条　対象者は、都内に居住する満１８歳以上の在宅の身体障害者で、次の要件を備えたものとする。

（１）身体障害者手帳を所持し、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に掲げる身体障害者障害程度等級表において、盲導犬については視覚障害１級、介助犬については肢体不自由１級又は２級、聴導犬については聴覚障害２級である者を給付対象者とする。

（２）都内におおむね１年以上居住していること。

（３）世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が７万７千円未満であること。

（４）自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住するものにあっては、その家屋の所有者又は管理する者の承諾を得られること。

（５）所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理することができると認められること。

（６）補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること。

（申請）

第３条　補助犬の給付を受けようとする者は、希望する訓練事業者（別に定める委託候補事業者登録資格を満たす事業者に限る。）にあらかじめ給付相談を行うものとする。

２　前項の規定による給付相談の結果、申請年度内に給付を受けられる可能性があると判断された者（以下「申請者」という。）は、福祉局長（以下「局長」という。）が別に指定する日までに次の各

号に掲げる書類を居住地の区市町村に提出するものとする。

（１）身体障害者補助犬給付申請書（別紙様式第１号）

（２）誓約書（別紙様式第２号）

（３）東京都補助犬飼育同意書（別紙様式第３号）（自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者に限る。）

（４）現在使用中の補助犬に関する獣医師の意見（別紙様式第４号）（申請日現在補助犬を使用している者に限る。）

（５）身体障害者手帳の写し

（６）世帯全員の住民票の写し

（７）世帯全員の所得証明書等所得を証明できるもの

ただし、補助犬の再給付を受けようとする者について、前回給付時と居住環境に変更が無い場合は、東京都補助犬飼育同意書（別紙様式第３号）の提出を省略できるものとする。

３　申請者は、申請に当たって、第１項の規定により給付相談を行った訓練事業者が第５条の規定により行う適性調査及び生活状況等調査を受けるものとする。

４　東京都（以下「都」という。）は、補助犬の給付を受けようとする者に対し、区市町村を通じて訓練事業者の情報を提供するものとする。

（区市町村からの進達等）

第４条　第３条第２項の規定により申請を受理した区市町村は、当該申請書等を審査の上、局長宛進達するものとする。

２　局長は前項の規定により進達された内容について調査することができる。

３　局長が進達を受理した段階で、申請者が第２条に規定する対象者要件のいずれかを満たしていない場合は、審査会による決定を経ることなく、補助犬給付申請却下通知書（別紙様式第５号）に理由を付して、区市町村を通じて申請者に交付する。

４　都は、申請者が補助犬の給付を希望する訓練事業者に対して、進達された申請者の氏名等の情報を提供する。

（適性調査及び生活状況等調査）

第５条　第３条第１項の規定により給付相談を受けた訓練事業者は、申請者の補助犬利用の適否を決定するための適性調査及び申請者の生活状況、就労などの社会参加への効果、補助犬の必要性等を確認するための生活状況等調査を行い、その結果を、局長が別に指定する日までに、身体障害者補助犬適性調査兼生活状況等調査票（別紙様式第６号－１）により局長に提出するものとする。

ただし、補助犬の再給付を受けようとする者について、前回給付時と居住環境に変更がある場合は、身体障害者補助犬適性調査兼生活状況等調査票（別紙様式第６号－２）により、居住環境に変更がない場合は、同調査票（別紙様式第６号－２）の１枚目により、局長に提出するものとする。

（審査及び選考）

第６条　都は身体障害者補助犬給付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会は第３条第２項各号に規定する書類（以下「給付申請書等」という。）、第４条第２項の規定による調査結果及び前条の規定による身体障害者補助犬適性調査兼生活状況等調査票（別紙様式第６号－１及び２）により審査を行い、給付候補者及び補欠候補者を選考する。

ただし、補助犬の再給付を受けようとする者について、前回給付時と居住環境に変更が無い場合は、福祉局障害者施策推進部企画課において内容の審査を行い、審査会に報告する。

３　審査及び選考に関する規定は別に定める。

（審査結果の通知等）

第７条　局長は、前条の規定により給付候補者及び補欠候補者を決定した場合、審査会の結果について、身体障害者補助犬給付審査会結果通知書（別紙様式第７号）を区市町村を通じて申請者に通知する。

２　申請者のうち、給付候補者に選定された者に対しては、訓練指導の実施についても同時に区市町村を通じて通知する。

３　申請者のうち、給付候補者及び補欠候補者に選定されなかった者に対しては、補助犬給付申請却下通知書（別紙様式第５号）に理由を付して、区市町村を通じて申請者に交付する。

４　審査会の開催後に発生した事情から給付候補者への給付が不可能となり、補欠候補者を新たに給付候補者とした場合、身体障害者補助犬給付候補者決定通知書（別紙様式第８号）により、給付候補者への決定及び訓練の実施について区市町村を通じて当該申請者に通知する。

５　全ての給付候補者への補助犬の給付が完了し、当該年度の予算上の給付予定頭数を満たしたとき、又は当該年度の１２月末日となった時点で、補欠候補者に対し、補助犬給付申請却下通知書（別紙様式第５号）を区市町村を通じて交付する。

（決定の取消し）

第８条　給付候補者の決定後に次の各号に該当することが判明したときは、局長は決定を取り消し、当該申請者の申請を却下することができる。

（１）提出された給付申請書等に虚偽の記載があること。

（２）その他給付候補者とすることが適当でない事情があること。

（訓練指導）

第９条　局長は、給付候補者に対し、身体障害者補助犬法施行規則（平成１４年厚生労働省令第１２７号。以下「補助犬法施行規則」という。）に基づく訓練を行うものとし、給付候補者決定時に、給付候補者が希望する訓練事業者に対して訓練の実施について依頼する。

２　訓練事業者は、給付候補者について訓練計画を策定し、訓練開始前に都にその内容を報告する。

３　訓練事業者は、訓練指導の結果について、訓練終了後３０日以内に文書により局長に提出するものとする。

４　局長は、訓練指導を修了できなかった場合は、補助犬給付申請却下通知書（別紙様式第５号）に理由を付して、区市町村を通じて申請者に交付する。

（補助犬育成等の委託）

第１０条　局長は、給付候補者が使用する補助犬としての適性を有する候補犬の育成及び管理に関すること、並びに、補助犬法第３条第１項に定める訓練（給付候補者との合同訓練を含む。）及び同法第１６条第１項に定める認定（候補犬が盲導犬の場合は、道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号）第８条に定める国家公安委員会指定法人が盲導犬として必要な訓練を受けていると認めることを含む。）を受けることを、別に定める委託候補事業者登録資格を満たす団体で、知事が適当と認めるもの（以下「委託団体」という。）に予算の範囲内で委託して実施することができる。

（認定報告）

第１１条　委託団体は、前条の訓練を受けた候補犬が認定を受けたときは、速やかに認定証の写しを局長に提出するものとする。

（給付）

第１２条　局長は、第９条の規定による訓練指導及び第１１条の規定による認定報告を修了した者（以下「利用者」という。）に、補助犬給付決定通知書（別紙様式第９号）を区市町村を通じて交付し、補助犬の給付を決定するものとする。なお、利用者は給付の際、補助犬受領書（別紙様式第 10 号）を提出するものとする。

（給付条件）

第１３条　利用者は、次の各号について、遵守しなければならない。

（１）補助犬の胴体に補助犬である旨の表示をすること。

（２）補助犬の保健衛生管理に関し、獣医師の行う指導を受けるほか、「身体障害者補助犬の衛生確保ガイドライン」に基づく自己管理を行い、その結果を「身体障害者補助犬健康管理手帳」に記録すること。

（３）「身体障害者補助犬健康管理手帳」を携帯し、利用施設管理者等の請求に応じこれを提示すること。

（４）補助犬の体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせ、また、補助犬の排泄物を放置せず適切に処理し、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めること。

（５）補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理すること。

（６）補助犬を殺傷、虐待又は放置することなく愛情をもって接すること。

（７）補助犬を売却、譲渡又は担保にしないこと。

（８）補助犬を第三者に貸し付けないこと。

（９）正当な理由なく、補助犬を利用して他人の行動を妨害し、又は脅迫等を加えないこと。

（１０）その他関係法令等に反する行為をしないこと。

（補助犬の使用状況について）

第１４条　利用者は、局長が必要と認めて指示したときは、補助犬の健康状態、基本動作及び補助動作その他補助犬の使用及び飼育の状況について報告しなければならない。

（賠償責任）

第１５条　局長は、第１３条に定める給付条件に利用者が違反したと認めたときは、本人から当該給付に要した費用の全部又は一部を賠償させることができる。

（届出）

第１６条　利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに補助犬異動届（別紙様式第１１号）によりその旨を都に届け出なければならない。

（１）居住地、氏名又は保証人を変更したとき。

（２）利用者の死亡又は疾病等により補助犬の利用を止めたとき。

（３）補助犬が死亡又は事故、病気、老衰、災害等により機能を果たさなくなったとき。

（４）その他補助犬が不要又は使用できなくなったとき。

（返還）

第１７条　局長は、利用者が第１３条に定める給付条件に違反し改める見込みがないとき又は第１６条第２号から第４号までに定めるいずれかの事由に該当するに至ったとき（補助犬の死亡を除く。）は、補助犬給付取消通知書（別紙様式第１２号）を交付し、補助犬を返還させるものとする。

（再給付の申請）

第１８条　補助犬が、第１６条第３号又は第４号に定める事由に該当するに至ったときは、新たにこれを申請することができる。

（費用負担）

第１９条　補助犬の給付は無償とする。

２　第９条に規定する訓練指導のための旅費、食費等は、当該申請者が実費で負担するものとする。

３　給付された補助犬の飼育、管理、治療等に係る一切の経費は、利用者の負担とする。

（秘密の保持）

第２０条　第３条第１項の規定により給付相談を受けた訓練事業者、第５条の規定により適性調査及び生活状況等調査を行う訓練事業者並びに委託団体は、その業務を行うに当たって知り得た個人の秘密を守らなければならない。

（帳簿の備付）

第２１条　局長は、東京都補助犬台帳（別紙様式第１３号）を備えて、補助犬の給付状況を整理しておくものとする。

（その他）

第２２条　局長は、第７条第２項で規定する訓練実施の通知に対し、申請者が真にやむを得ないと認められる理由なく、実施通知のあった日から３か月を超えて、これに応じない場合は、補助犬給付申請却下通知書（別紙様式第５号）に理由を付して、区市町村を通じて申請者に交付することができるものとする。

第２３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成１２年４月１日から適用する。

２　本要綱の適用日において、現に「東京都盲導犬貸付要綱」（５０民障福第１９０号）に基づき貸与されている盲導犬は、本要綱に基づき給付されたものとみなす。

附　則

この要綱は、第１４条第３項の改正は、平成１４年４月１日から、第４条の改正は、平成１４年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１６年８月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２０年１２月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年１２月１３日から施行する。ただし、平成２８年度身体障害者補助犬給付事業については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成３１年３月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年１月６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１月６日から施行する。ただし、この要綱の改正前の東京都身体障害者補助犬給付要綱別紙様式第１号及び第６号は、この要綱による改正後の東京都身体障害者補助犬給付要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。ただし、この要綱の改正前の東京都身体障害者補助犬給付要綱別紙様式第１号及び第６号は、この要綱による改正後の東京都身体障害者補助犬給付要綱

の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附　則

この要綱は、令和７年３月７日から施行する。ただし、この要綱の改正前の東京都身体障害者補助犬給付要綱別紙様式第１号から第４号まで、第１０号及び第１１号は、この要綱による改正後の東京都身体障害者補助犬給付要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附　則

この要綱は、令和８年４月６日から施行する。ただし、この要綱の改正前の東京都身体障害者補助犬給付要綱別紙様式第６号は、この要綱による改正後の東京都身体障害者補助犬給付要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。